

2 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省)

【提言の内容】

- (1) 真の地方分権改革の実現に向け、その推進体制、スケジュール及び具体的な内容の詳細について速やかに明らかにするとともに、改革の推進に当たっては、地方からの意見・提案を最大限尊重すること。
- (2) 国と地方の協議の場の法制化に当たっては、地方からの制度設計に関する提案を十分踏まえて制度化すること。
- (3) 地方分権改革に基づく地方への事務・権限の移譲においては、行政水準の低下を招くことのないよう、移譲される事務・権限に見合う確実な財源措置を行うこと。
- (4) 地方税財源の拡充は、税源移譲を基本に進め、あわせて、法定率の引き上げなど、地方交付税の充実強化を図ること。なお、現行の国庫補助負担金の一括交付金化を進めるに当たっては、社会保障・教育等、住民に身近な行政サービスに必要な所要額を財源保障するとともに、安易に財政調整機能を持ち込まないこと。
- (5) 直轄事業負担金制度については、国と地方の役割分担を明確にした上で、将来的に廃止すること。また、平成22年度に道路・河川等の維持管理費負担金を廃止するとともに、地方の意見が反映できる仕組みを創設すること。
- (6) 道州制を分権改革の究極の姿として位置づけ、そのあるべき姿について検討を行うこと。

(背景)

- 国は、基本方針において「地域主権」を政策の柱に据え、「国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど国と地方の関係を抜本的に転換」することを目指している。
具体的には、国と地方の協議の場の法制化、国の出先機関の原則廃止、義務付け・枠付けの見直し、国庫補助負担金の一括交付金化による地方自主財源の拡充などに取り組む姿勢を示している。
真の地方分権改革を実現するため、これらの課題について、地方の意見を十分に聞きながら早急に具体化するよう政府に働きかける必要がある。
- また、道州制に関しては、道州制ビジョン懇談会が本年度末までに最終報告をまとめることとされていたが、新政権発足後その動向が不透明になっており、政府に対し道州制のあるべき姿について検討を行うよう働きかける必要がある。

(参 考)

鳩山内閣の基本方針（抜粋）（平成 21 年 9 月 16 日）

1	(略)
2	今日の日を、日本が明治以来続けてきた政治と行政のシステムを転換する、歴史的な第一歩にしなければ、この内閣の意味はありません。そのために、この鳩山内閣は、「本当の国民主権の実現」、「内容のともなった地域主権」を政策の2つの大きな柱として、新たな国づくりに向けて、動き出したいと思います。(略) また、明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していきます。
3～10	略
11	第二に、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換です。国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換します。それはまた、地域に住む住民の皆さんに、自ら暮らす町や村の未来に、自ら責任を持っていただくという住民主体の新しい発想を求めていく第一歩でもあります。(以下略)。

地方一般財源の総額の推移

(単位：兆円)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方交付税 ①	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
別枠加算	—	—	—	—	—	—	1.0
臨時財政対策債 ②	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2
地方交付税 等 ①+②=③	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
<各年度－H15>	—	▲ 2.8	▲ 3.8	▲ 5.1	▲ 6.1	▲ 5.7	▲ 2.9
地方税 ④	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	36.2
その他 ⑤	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.8
上記のうち、税源移譲等による増加額(※) ⑥	(0.1)	(0.7)	(1.7)	(3.1)	(2.7)	(3.1)	(3.1)
税源移譲等による増加分を除く地方一般財源総額 ③+④+⑤-⑥	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9
<各年度－H15>	—	▲ 2.6	▲ 2.8	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.6	▲ 2.5

(※)地方特例交付金、所得譲与税、税源移譲予定特例交付金、児童手当特例交付金、所得税の税源移譲分